



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名	オ リ ジ ン 電 気 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 妹 尾 一 宏
コ ー ド 番 号	6513 東 証 第 一 部
問 合 せ 先	取 締 役 上 席 執 行 役 員 管 理 本 部 長 高 木 克 征
	T E L (03-3983-7111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、定款上の本店所在地の変更ならびに役員との間の責任限定契約に関する定款の一部変更について、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 114 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由（本店の所在地）

役職員の安全および事業継続性の観点から、耐震性の高い建物へ移転することにより本店機能を維持するとともに業務スペースを集約することにより業務効率の向上を図るため、本店を移転することに伴い、現行定款第 3 条の本店の所在地を東京都豊島区から埼玉県さいたま市に変更するものであります。また、本変更に係る効力発生日に関する経過的な措置を定めた附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の理由（役員の実任契約）

取締役および監査役（以下「役員」といいます。）として、期待される役割を十分発揮できるようにし、また今後の適任者の招聘に資するため、会社法に基づき、定款に役員の実任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するとともに、新設に伴う条数の繰り下げを行なうものであります。なお、定款第 28 条（取締役の実任免除）の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

#### 3. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 4. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日（本店移転）	平成 27 年 11 月 30 日までに開催される取締役会 において決定する本店移転日
定款変更の効力発生日（役員の実任契約）	平成 27 年 6 月 26 日（予定）

(別紙)

現行定款	変更案
<p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を<u>東京都豊島区</u>に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を<u>埼玉県さいたま市</u>に置く。</p> <p>第28条 <u>(取締役の責任免除)</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第28条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第29条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第37条 <u>(監査役の責任免除)</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p>
	<p>第1条 <u>第3条の変更は、平成27年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

以 上